

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年8月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
------------------------	-----

厚生年金保険関係	1 件
----------	-----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件
---------------------	-----

厚生局受付番号 : 九州(受)第2500061号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2500009号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月10日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成28年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月10日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間に係る給料支払明細書(28年冬期賞与)を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した給料支払明細書(28年冬期賞与)により、請求者は、A社から平成28年冬期に係る賞与として24万円を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給年月日については、オンライン記録により、平成28年冬期賞与に係る標準賞与額の記録が確認できる者の賞与支給年月日等から、平成28年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。